

2023年7月31日

長崎県教育委員会

教育長 中崎 謙司 様

長崎県高等学校教職員組合

執行委員長 勝村 功

## 2024年度（令和6年度）人事異動に関する基本要求書

貴職が平素より勤務条件改善のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

高教組は教職員及びその家族の生活が安定的に守られ教職員が職務に十分に専念できる環境の実現のため、「希望と納得の人事」の実現を求めて、「基本方針」の見直しや運用の改善を求めてきました。

豊かでゆきとどいた教育の推進のために、今年度も、2024年度人事異動についての貴委員会の作業開始に向けて、全般的な要求を下記のようにとりまとめましたので、誠実に対応していただくことを求めます。

### 【要求項目】

#### 方針について

- 高校は、「都市部」「周辺部及び定時制夜間部」「離島部」の3地区に区分し、3地区とも勤務することを原則とするよう見直す。
- 特別支援学校は、障害種別や教科などの専門性を重視し、第四地区を含めて異動を機械的・強制的に行わない。
- 教育は長期的視点に基づくべきものであるため、教諭・養護教諭・寄宿舎指導員の同一校の勤続年数は4年ではなく、6年を標準とし、6年末満で異動するのは本人の希望がある場合だけにする。異動対象年齢についても、このことを踏まえて設定する。
- 実習教員は、各校でそれぞれの学校に根差した専門的知識・技能を伴う業務に就いており、短期間での転換は、その学校の教育条件の低下をもたらすので、同一校の勤続年数の標準を10年とし、これに伴い同一地区の最高勤続年数を20年とする。
- 校長による勤続申し出制度は、教育の管理強化を進め、かつ人事の公平性を損なうものであり、廃止または同一人物について3年までとの上限を「基本方針」に明記する。

#### 提出書類について

- 「意向調書」の「異動希望地区」欄の「地区名」は、希望しない地区の記入を強制しない。「希望する市郡名」は複数の市郡名を希望順位で記入できるようにする。
- 「特殊事情説明書」については、希望する教職員は誰でも提出できることを全教職員に説明するよう校長への指導を徹底し、校長の判断で提出の要件を加えるようなことが起こらないようにする。

#### 実際の運用について

- 高校の教諭、養護教諭においては、教育力量の向上のため、その教職員生活において、学力、生活面等で様々な生徒の指導を経験できるようにする。
- 指導する部活動の成績を人事異動に反映させない。
- 別居、単身赴任、片道1時間以上の長時間通勤となならないようにする。

4. 子育てや介護を伴う教職員においては、意向を十分に把握し最大限の配慮を行う。
5. ハラスメント被害者と行為者においては、まず被害者の意向を十分に把握し配慮する。
6. 募集停止や職員定数減等の「行政の必要」による異動については、異動先についての本人の希望を最大限尊重する。
7. 新規採用教職員においては、本人が異動対象となる年数まで勤続することを希望する場合は、最大限、その意向を尊重する。
8. 「第四地区」の勤務を満了した教職員に再度「第四地区」の勤務を求めようとする場合は、事前に高教組に説明して協議を行う。
9. 実習教員においては、専門性や本人の希望を無視した職務内容の変更を行わない。
10. 学校から行政機関への異動については、事前に、担当する業務内容、処遇及び学校現場を離れる期間の目途等を説明し、本人の了承を得る。
11. 校長の「本人ヒアリング」は、できるだけ丁寧に詳しく行い、意向調書提出以降も、必要に応じて追加のヒアリングを行うことや、教職員から相談があった場合は誠実に対応するよう、校長を指導する。
12. 内示の時期を早期に設定する。離島と本土間の異動に関しては、3月8日（金）までに、本人へ異動の有無と地区を明らかにする。
13. 本人の希望と異なる異動になった場合は、内示の際に、その理由等を必ず本人に説明するよう、校長を指導する。
14. 異動に関する苦情に対応するシステムを整備する。

#### 採用・任用のあり方について

1. 無理のない円滑な人事異動を実現するためにも、正規採用者を大幅に増やす。
2. 「区分Ⅱ」の名簿登載期間は採用試験実施年度の3月末までとする。
3. やむを得ず欠員補充者を採用する場合は、配置校に偏りがないようにする。
4. 長期的な視点に立ち正規職員の定期的な採用を行う。正規職員の募集をせずに、臨時職員を長期にわたって任用し続けることがないようにする。
5. 再任用者の勤務地については、1時間以内で通勤できる範囲という原則を厳守し、本人の希望を最大限尊重する。とりわけ、1年ごとに勤務校が変わるような配置をしない。
6. 離島の学校へ非常勤講師を採用する場合は、島内在住の者を原則とし、やむを得ず本土からの転居を伴わせる場合は、授業がない日の公舎家賃の日割りでの減額や、長期休業中の帰省等に見合う賃金の大幅増額等を行う。
7. 教職員の分断につながる主幹教諭・指導教諭の任用を行わない。

#### 定年の延長に伴う異動方針について

1. 今後も長崎高教組との協議を引き続き行う。
2. 勤務地は、1時間以内で通勤できる範囲という原則を適用する。
3. 60歳以降の転勤はないこととする。
4. 新規採用は計画的に行い、退職者のいない年度においても、同程度の採用数を継続する。
5. ゆとりある職場をつくるために、再任用者は定数法によらず独自に予算をつけ、現職を減らさないようにする。
6. 管理職の役職定年を例外なく実行する。